

「いじめ防止基本方針」

< 目 次 >

1	いじめに対する基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）いじめの定義	
	（2）いじめの態様	
	（3）本校の実態及び課題	
	（4）いじめ防止対策の目指す方向	
2	いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	いじめの早期発見（チェックリスト例）・・・・・・・・・・	2・3・4
4	いじめへの対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）いじめの発見	
	（2）報告	
	（3）事実確認	
	（4）対応協議	
	（5）当事者への指導	
	（6）全体指導	
5	重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
6	いじめの解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 いじめに対する基本的な考え

(1) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

※起こった場所は学校の内外を問わず、いじめ防止対策推進法第2条の定義に基づき、被害児童が心身の苦痛を感じているものをいじめとして認知する。けんかやふざけ合いであっても背景や人間関係を丁寧に確認し、組織的に判断する。本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、複数の教員で行う。些細な出来事であっても軽視せずに、具体的な行為と児童の気持ちを結びつけて考えていく。

(2) いじめの様態

手段によるいじめ

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言う。
- ・仲間はずし、集団による無視をする。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりする。
- ・金品をたかる。
- ・金品を隠したり、盗んだり、壊したり、捨てたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをする。

動機によるいじめ

- ・怒りや憎しみからのいじめ ・ うっ憤晴らしからのいじめ
- ・性格的な偏りからのいじめ ・ 関心を引くためのいじめ
- ・隠された楽しみのためのいじめ ・ 仲間に入れたいためのいじめ
- ・違和感からのいじめ ・ その他

(3) 本校の実態

各学年1クラスの小規模校で、保育園から、ずっと同じ人間関係の中で育ってきている子が多い。そのため、人間関係が固定しやすい側面がある。ただ、他学年同士の交流は盛んで、休み時間には上級生と下級生が一緒に遊ぶ姿も多くある。現在のところ、集団的、長期的で陰湿ないじめは確認されていないが、重大ないじめが確認されていない場合でも、いじめはどの学校・どの児童にも起こり得るとの認識に立ち、未然防止と早期発見に努めていきたい。

(4) いじめ防止対策の目指す方向

- (1)すべての児童が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- (2)児童が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。
- (3)児童を大勢の大人の目で見守るとともに、児童や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめがひどくなる前に早期発見・早期対応に努める。
- (4)いじめが起きたときは、いじめられた児童の心身の安全を第一に、児童の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

①違いや多様性を尊重する教師

- ・ いじめは、異質なものを排除しようとする同質原理の集団（協調性を求める学級）で起きる。
- ・ 休み時間にやりたいことが分かれること、議論で意見が分かれること、学習に得意不得意があること、落ち着いていることや気持ちを察することが苦手な者がいること、言葉遣いや常識が多数派と異なる者がいること等、教師の側に異質原理を尊重する明確な意識と様々な技術が求められる。

②日々の授業の充実

- ・ 三観点（特に学習課題）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。
- ・ 「学習の約束」等、授業中のルールを明確にした意見を聞き合える学習環境づくり。
- ・ 児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習の工夫と人権教育の充実。

③児童が主体的に取り組む活動や体験活動の位置づけ

- ・ 児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。（生活科・総合的な学習）
- ・ 本物（専門家）に出会うことによって、なりたい自分をイメージし、自分の好き、できた、楽しいを増やす活動の設定（クラブ活動の充実）
- ・ 児童生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己肯定感が高められる活動の工夫。（学校行事・集会活動）
- ・ 多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、保護者や地域の方と連携した行事の工夫。（交流活動・地域の教育力の活用）

3 いじめの早期発見

(1) 児童の様子を観察する。

下記のいじめのサインが学級や学校生活の中で見られないか全職員で常に観察を継続する。気になる児童については、校長・教頭・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、面談等で様子を把握する。

- ①表情や態度： 沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態にいる。視線を合わせるのを嫌う等。
- ②服装： シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている等。
- ③身体： 顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体

の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白かったり等。

- ④行動： ぽつんと一人であることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等。
- ⑤持ち物： 持ち物が隠される。持ち物に落書きをされる。必要以上のお金を持っている等。
- ⑥周囲の様子： 人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

(2) 学期末にチェックリストで子ども達の様子を振り返る。気になる児童については校長・教頭・生徒指導係(いじめ・不登校対策委員会)への報告を行い、面談で様子を把握する。

<チェックリスト例>

- ☐ 遅刻・欠席が増える。
- ☐ 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむきがちになる。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- ☐ 忘れ物が多くなる。
- ☐ 用具・机・椅子等が散乱している。
- ☐ 周囲が何となくざわついている。
- ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ☐ 席を替えられている。
- ☐ 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- ☐ 保健室によく行くようになる。
- ☐ グループ分けで孤立しがちである。
- ☐ 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ☐ テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
- ☐ 教室や図書室に一人である。
- ☐ 今まで一緒だったグループからはずれている。
- ☐ 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- ☐ 友達と一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
- ☐ 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
- ☐ 机を寄せて席を作ろうとしない。
- ☐ その子どもが配膳すると嫌がられる。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける)
- ☐ 笑顔が無く、黙って食べている。
- ☐ その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- ☐ その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- ☐ 他の子どもと一人離れて清掃している。
- ☐ 皆の嫌がる分担をいつもしている。

- ☐ 目の前にゴミを捨てられる。
- ☐ 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
- ☐ 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- ☐ 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- ☐ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- ☐ 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- ☐ 宿題や集金などの提出が遅れる。
- ☐ 刃物など、危険な物を所持する。

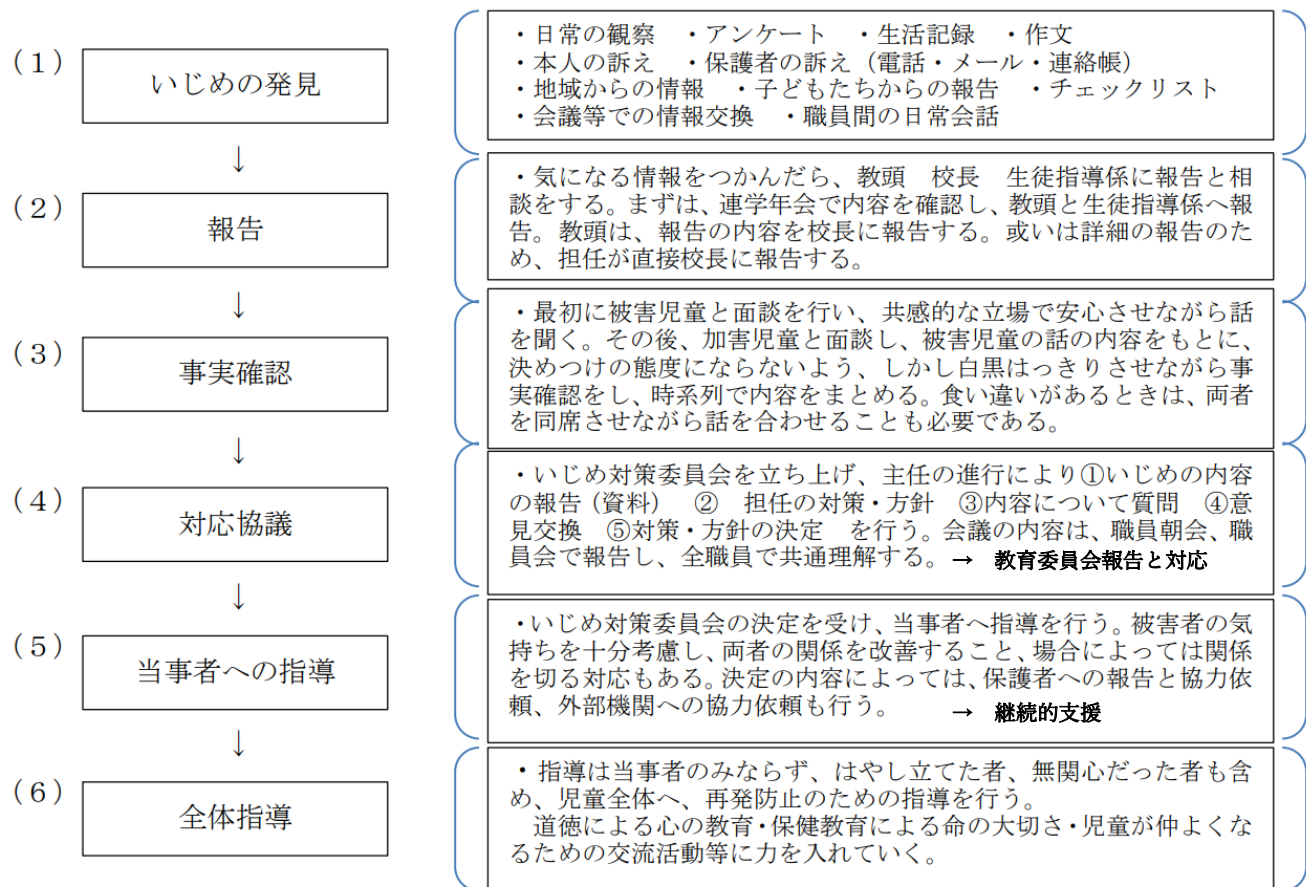
(3) アンケート調査の実施

- ①年2回（6月・12月）、QU アンケートといじめアンケート、心のアンケートを実施し、いじめの実態や児童の内面を把握する。
- ②緊急を要する案件には、担任から校長・教頭・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、関係する児童らへの面談をして事実関係を把握する。
- ③気になる記述については、担任に事実確認をしてもらうよう依頼する。

(4) 子どもの日記・つぶやき・直接の訴え・いじめアンケート、保護者・地域の情報に耳を傾ける。

- ①毎日書いている生活記録、作文等でいじめに関する記述がないか確認する。
- ②全職員で児童の様子を観察し、気になったことを担任に、その日のうちに報告する。
- ③保護者や地域からの電話・メール・直接の訴えや報告は真摯に受け止め、対応する。
- ④連学年会、教務会、職員会の中で、生徒指導（児童理解）に関する情報交換を必ずとるようにする。
- ⑤緊急を要する案件には、担任から校長・教頭・生徒指導係（いじめ・不登校対策委員会）への報告を行い、関係する児童らへの面談をして事実関係を把握する。

4 いじめの対応の流れ



※学校は特定の教職員が抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中核として組織的に対応する

5 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、設置者へ速やかに報告し、法及び国のガイドラインに基づき調査組織を設置する。被害児童・保護者に対して適切に情報提供を行う。

いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

(1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ・ 自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- ・ 年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

(3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告。
- ② 直ちに教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ不登校対策委員会」を中核に対応チームを組織。
- ③ 関係児童生徒への事実確認、関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。

- ④関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA 等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
- 報道対応・窓口は、学校長に一本化する。
 - いじめられた児童生徒の安心・安全の確保
 - ・「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。
 - ・学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
 - いじめた児童生徒への指導
 - ・いじめを完全に止めるために毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導の継続。

7 いじめの解決

いじめの解消は、少なくとも 3 か月を目安として、①いじめ行為が止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの両方を満たした状態とする。解消後も継続的な見守りを行う。

いじめの解決のためには、第3者の助けや協力が必要である。いじめの状況をしっかり把握し、いじめ対策委員会で、解決のための協議を行った上で、友達・保護者・教職員の他、場合によっては、カウンセラー、教育委員会、警察、医療機関等々、外部機関の要請もしていく。協議する場合には、

- ① いじめを受けた児童の立場を何よりも優先した上での対応を考える。
- ② いじめた児童への心に響く指導をすることで、関係の改善を図る。
- ③ 状況によっては、いじめの背景となっている原因を排除するための強い措置をとることも検討する。
- ④ 当事者のみならず、他の児童への全体指導も含め、再発防止に最善を尽くす。
- ⑤ 継続して、いじめを受けた児童、いじめた児童についての観察をしていく。